

令和4年6月28日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

平素よりお世話になっております。

各務原市役所介護保険課の永田と申します。

令和4年6月28日(火) 午前11時、岐阜県より食中毒警報が発令されました。

【発表理由】

食中毒警報の発表に関する運営要領第2 警報発表の基準1の(1)、(3)

(1)「気温30℃以上が10時間以上継続したとき、またはそれが予想されるとき。」

(3)「24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上を越えたとき、又はそれが予想されるとき。」

1 高温・多湿のこの時期に起きる食中毒のほとんどは、細菌が原因です。

2 次の食品の取扱いには特に注意しましょう。

- (1) 弁当、おにぎり、サンドイッチなど
- (2) 海産魚介類（特に刺身など生食するもの）
- (3) 卵
- (4) 食肉やその加工品（ハムなど）
- (5) サラダや卵焼きなどのそうざい類

3 食中毒三原則を守りましょう。

- (1) 清潔（手洗いの徹底、まな板・フキン・食品等の消毒）
- (2) 迅速（調理した食品はできるだけ早く食べる）
- (3) 加熱又は冷却（食品は十分に火を通すか、冷蔵庫に入れる）

4 食肉は、牛、豚、鶏などの内臓も含め、十分に中心部まで加熱して食べましょう。

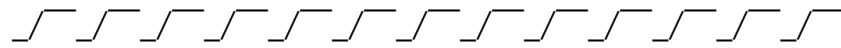
【発表解除】

本警報は、48時間後に自動的に解除されます。

詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/895.html>

食中毒予防に心掛けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



| 各務原市役所 健康福祉部

| 介護保険課 施設指導係

| 永田 浩樹（ナガタ ヒロキ）

| 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69 各務原市役所 2 階

| TEL : 058-383-2067（直通）

| TEL : 058-383-1111（代表）

| FAX : 058-383-6365

| Email : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

